

再生可能エネルギー機器を 導入される方への補助金

松江市では地球温暖化対策として太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー機器を導入される方へ補助を行っています。

- 住宅用太陽光発電システム
- 事業所用太陽光発電システム
- 蓄電池設備
- ペレットストーブ
- 薪ストーブ
- 太陽熱利用設備（ソーラーシステム）
- 家庭用燃料電池システム（エネファーム）



- 自ら所有する市内の住宅等(新築・既築ともに可)に、新たに再生可能エネルギー機器等を設置する人。
- 建売住宅等の対象機器が設置された住宅を購入する人。
ただし、未使用品(太陽光発電システムについては、電力会社と系統連系していないもの)に限る。
- 自ら所有し自己の事業のために用いる市内の店舗等(新築・既築ともに可)に、新たに再生可能エネルギー機器等を設置する法人。
- リース等により家庭用燃料電池(エネファーム)または蓄電池設備の貸付を行う法人。
- 補助金を利用して設置した対象機器は法定耐用年数以上使用すること。

補助対象機器		補助率	補助限度額
太陽光発電システム	住宅用	1kWにつき 25,000円 (千円未満の端数は切り捨て) ※ただし、10kW未満の機器に限る	限度額 100,000円 (4kWまで)
	事業所用	1kWにつき 12,500円 (千円未満の端数は切り捨て)	限度額 50,000円 (4kWまで)
蓄電池設備 (単独設置・リースも対象)	住宅用	設置経費 (千円未満の端数は切り捨て)	限度額 50,000円
	事業所用		
ペレットストーブ	住宅用	設置経費の1/4 (千円未満の端数は切り捨て)	限度額 300,000円
	事業所用		
薪ストーブ	住宅用	設置経費の1/4 (千円未満の端数は切り捨て)	限度額 300,000円
	事業所用		
太陽熱利用設備 (ソーラーシステム)	住宅用	設置経費の1/3 (千円未満の端数は切り捨て)	限度額 200,000円
	事業所用		
家庭用燃料電池システム (エネファーム) (リース等も対象)	住宅用	設置経費の1/10 (千円未満の端数は切り捨て)	限度額 140,000円
	事業所用		

〒690-0826 松江市学園南一丁目20番43号
 松江市 環境エネルギー部 環境エネルギー課 環境保全係
 TEL:0852-55-5271 FAX:0852-55-5497
 Email:k-energy@city.matsue.lg.jp
 ※制度の詳細は、市ホームページをご覧ください。



(松江市HP)